

「コロナ感染症対策について」

●本人・保護者がコロナ検査で陽性となった場合は至急連絡下さい。

●幼児児童生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い）】

*同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱いとする

【出席停止の期間】

① 感染の場合

開始日： 感染の判明した日 但し、判明前から欠席していれば、最終登校（園）日の翌日

終了日： 専門医等が快癒を認める等、登校（園）を許可したとき

② 濃厚接触の場合

開始日： 濃厚接触者と認定された日（同居家族等の感染判明日）

終了日： 症状が出なければ、保健所に指示された期間（めやす 14 日間）

⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

●幼児児童生徒の同居家族等が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

開始日： 家族が濃厚接触者と認定された日

終了日： 家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間

⇒ 感染が判明、本人が濃厚接触と認定されれば「(1) へ

※幼児児童生徒が関係者であることがわからないように、配慮する。

●幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜの症状が見られる場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日： 症状の出た日 終了日： 症状がなくなった日 ※息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、帰国者・接触者相談センターへ要相談

② 帰国者・接触者相談センターへ相談した場合 終了日： 検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日の翌々日

③ 新型コロナの検体検査を受けた場合 終了日： 陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間 ⇒ 感染が判明すれば「(1)」へ

●今後変更のある場合はその都度お知らせします。

濃厚接触者とは

「患者の感染可能期間」（発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があった者（周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

出典：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年4月20日版）国立感染症研究所 感染症疫学センター